

平成30年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー
(平成30年12月14日)

成年年齢引下げを契機とする 消費者教育の充実と実質化

佐賀大学教授・学長補佐 岩本 諭
(消費者庁消費者教育推進会議・委員)

〈*〉本報告は報告者個人の見解であり、上記組織の見解を述べたものではありません。

「推進法の制定」「自治体の計画の策定」以降の状況把握と検証の必要性について

- 自治体の消費者教育推進計画の策定は、「手段」であり「目的」ではないこと
- 「消費者啓発(情報提供)」以上の「教育」が実施・展開されているか
- 消費生活センターだけの取組ではないこと(自治体の取組)
 - 教育庁(教育委員会)との二人三脚が**不可欠**
- 消費者教育の担い手(人材)が確保されているか
 - 地域に所在する大学との連携が**不可欠**
 - 人材バンクの積極的活用が**不可欠**
- 消費者教育コーディネーターの「質」「機能」の実質化が**不可欠**

「若年消費者への消費者教育」推進の視点

- 「成年年齢引下げ」は、消費者教育の課題克服と実質化の**好機**
- 改正民法の「施行」は、2022年4月
- 教育内容と手法が「対処法」の伝授であれば、「消費者啓発」にとどまるおそれ〔求められているのは、消費者教育(≠消費者啓発)〕



- 「対処法(情報提供、啓発)」にとどまらない教育実現の**好機**
- 地域における教育インフラ(ヒト、モノ、カネ)の確保の**好機**
- 消費者教育は、「法律(推進法)」と「閣議決定」に基づく教育であり、いくつかの〇〇教育とは異なる位置付けであることを、各ステークホルダーが再確認することが重要。

「若年消費者への消費者教育」内容の視点

- 典型的 & 新たな消費者問題への認識と対応は不可欠
- 「消費者問題への対処法」=「消費者教育の全て」と捉えることは消費者教育の目的・理念にそぐわないおそれ
- 「消費者問題の捉え方」いかんによって、消費者教育が左右されるリスクが生じる (例、消費者問題は「悪徳事業者の問題」「詐欺」等)



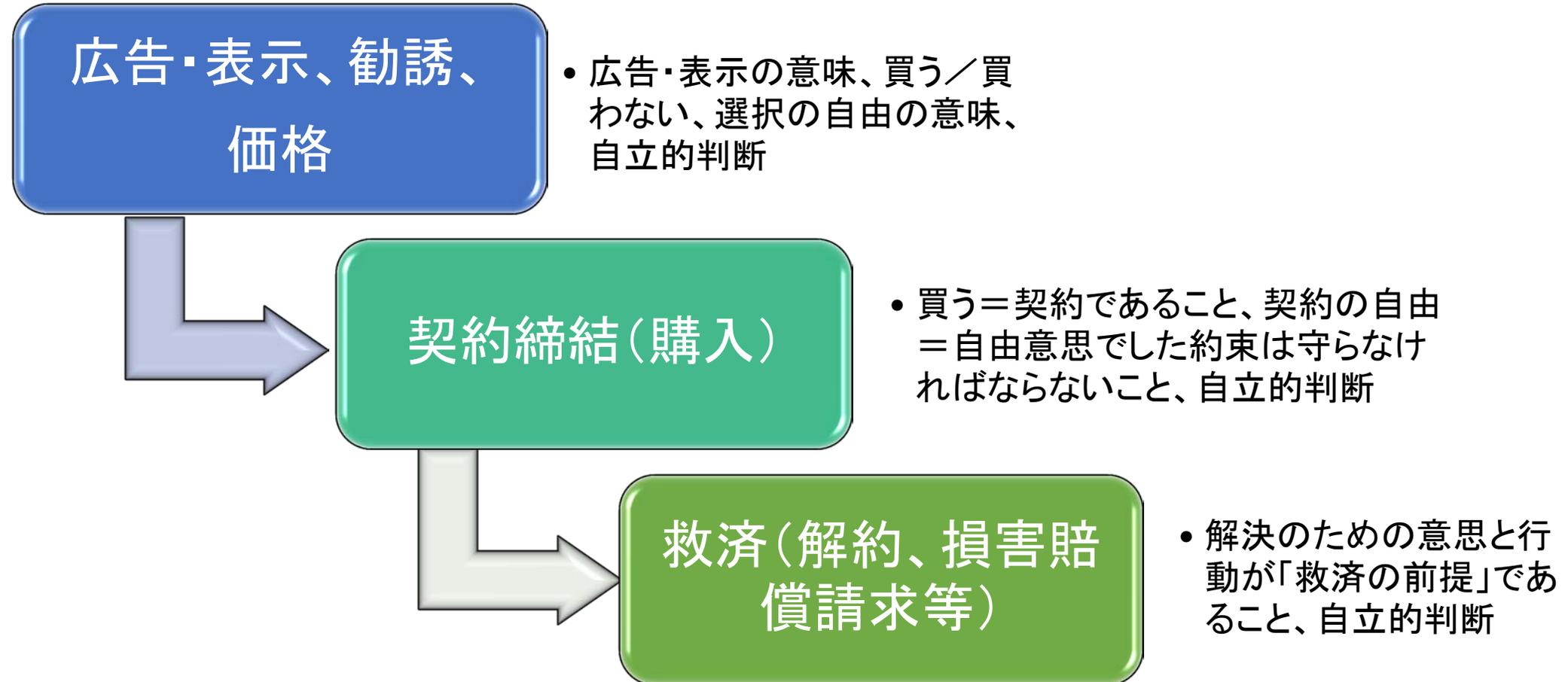
- 消費者教育推進法の目的・理念、すなわち「**消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育** (消費者が主体的に**消費者市民社会**の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)」(2条1項)に基づく教育内容の担保が重要

消費者教育の「理念」と消費者市民社会

➤「消費者市民社会」の定義(2条2項)

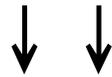
「消費者が、個々の消費者の**特性**及び消費生活の**多様性**を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを**自覚**して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」

事業者－消費者の取引のプロセス



消費者教育の目的・理念に基づく教育の実現

- 『社会への扉』の内容・・・契約(した) ➡ 解約(クーリングオフ)まで
・・・消費生活センターへのアクセス
- 若年消費者の「**消費者の自立**」を支援するために行われる消費生活に関する教育」に相応する教育内容の担保



- 契約締結前の段階に関する内容(広告、表示、情報と自己決定)
- 商品の価格・料金に関する知識
- 「選択の自由」「契約の自由」「責任」「救済」の意味
- **消費者の自立** = 「消費者の権利」の主体について
- **教員研修における教育内容・教材の確保 ← 県教委の実働・実装**